



大崎環第67号
平成29年5月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 様

大崎市長 伊 藤 康 志



鬼首地熱発電所設備更新計画 環境影響評価方法書に対する意見について(提出)

平成29年4月13日付け環対第24号で通知のありましたこのことについては、別紙のとおりです。

担当：大崎市市民協働推進部

環境保全課 課長補佐 菅原 亮一

TEL：0229-23-6074, FAX：0229-23-2427

E-mail：kankyo@city.osaki.miyagi.jp



鬼首地熱発電所設備更新計画 環境影響評価方法書に対する意見について

対象事業実施区域が栗駒国定公園内での実施となること、また、本市において、当該区域周辺は、温泉等の地域特性を活かしながら観光環境の整備を推進している地域であることなどから、環境保全に配慮した事業実施を望むものである。

1 硫化水素（施設の稼働）

重大事故につながる恐れがあるため、地域の特性や最新の知見を踏まえた調査、予測に努められたい。

2 騒音（工事用資材等の搬出入）

国道108号につながる国道47号は、JR古川駅、東北縦貫自動車道古川ICといった市中心部から鳴子温泉地域に向かう主要道路であり、沿線には民家も多い。方法書には国道47号沿いの交通騒音に係る調査、予測の予定はないが、資材の運搬等において主要ルートとなるものと想定されることから、適切な対応を願う。

3 水の濁り（造成等の施工による一時的な影響）

鳴子ダムの河川流域では、清流化の運動に取り組んでいる市民団体もあることから、慎重かつ適切な予測・調査を願う。

4 温泉（施設の稼働）

温泉は本市にとって重要な観光資源であることから、その影響については、慎重かつ適切な予測・調査を願う。

5 動植物への影響

工事中及び供用時における動植物に対する影響について、慎重かつ適切な予測・調査を願う。

6 人と自然との触れ合いの活動の場（工事用資材等の搬出入）

資材の運搬において、観光やレジャーの妨げとならないよう配慮願う。

7 産業廃棄物、残土

法律に則り適切に処理すること。